

■第1条(基本契約)

1.個人スポンサー申込者(以下「甲」)は、株式会社ユニークワン(以下「乙」)が運営する「ろーかる速報」の個人スポンサーの各コースにお申込みをし、協賛金をお支払いいただいた時点で、本規約に同意されたものとみなします。

■第2条(契約の登録情報)

- 1.甲の登録情報は乙が所有し、責任を持って管理するものとします。
- 2.甲は、本契約における登録情報に、いかなる虚偽の申告も行なわないものとします。
- 3.甲の本契約の申込みは、乙所定の方式に従い行うものとします。
- 4.乙は、甲の登録情報に関して、本人と特定することができない情報に関しては、甲の事前許諾なく開示することができるものとします。他方、個人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)の開示については、乙は、必ず事前に甲の許諾を要するものとします。

■第4条(登録情報の変更)

1.甲は、登録情報に関して変更が生じた場合は、乙に対し、速やかにそれを通知することとします。

■第5条(譲渡禁止等)

1.甲は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

■第6条(契約解除)

- 1.甲が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続終了後に契約解除とします。
- 2.甲が契約期間中に契約解除された場合でも、乙は返金をしないものとします。
- 3.甲が契約解除の手続をした場合でも、乙は費用の請求をしないものとします。
- 4.乙は理由を問わず、乙の判断により、本契約を解除することができるものとし、その理由を甲に伝える義務は一切ないものとします。その場合、乙は甲に対して、契約解除における契約金の返還はしないこととします。

■第7条(本規約の変更)

1.乙は、甲の承諾を得ることなく、乙が適当と判断する方法で甲に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

■第8条(準拠法および合意管轄)

1.本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとします。